

林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知)

一部改正新旧対照表

改 正 後		現 行	
別 記	林業・木材産業循環成長対策交付金に係る費用対効果算定指針	別 記	林業・木材産業循環成長対策交付金に係る費用対効果算定指針
III 生産関連施設等における費用対効果分析 第2 投資効率の算定に用いる年効果額等 施設整備ごとの投資効率の算定に用いる年効果額等の算定は、下記のとおりとする。ただし、これらの効果以外にも重複しない効果が考えられる場合については、この限りではない。 なお、それぞれの効果額については、第4の表に取りまとめ、算出するものとする。	1～5 (略) 6 「コシナ苗生産基盤施設等整備」に係る施設 (以下「コシナ苗生産施設」という。) 総効果額=生産向上効果 (生産増大効果に限る。) + 労働経費節減効果+経費節減効果 (生産経費節減効果及び施設運営経費節減効果に限る。) + その他当該地域関連林業・木材産業波及効果	1～5 (略) 6 「コシナ苗生産基盤施設等整備」に係る施設 (以下「コシナ苗生産施設」という。) 総効果額=生産向上効果 (生産増大効果に限る。) + 労働経費節減効果+経費節減効果 (生産経費節減効果及び施設運営経費節減効果に限る。) + その他当該地域関連林業・木材産業波及効果	1～9 (略) 第5 投資効率等の総括 第3及び第4により試算した年効果額等を施設ごとに以下の中表にとりまとめることにより、投資効率を算出するものとする。 1～3 (略) 4 費用対効果の総括
III 生産関連施設等における費用対効果分析 第2 投資効率の算定に用いる年効果額等 施設整備ごとの投資効率の算定に用いる年効果額等の算定は、下記のとおりとする。ただし、これらの効果以外にも重複しない効果が考えられる場合については、この限りではない。 なお、それぞれの効果額については、第4の表に取りまとめ、算出するものとする。	1～5 (略) 6 「コシナ苗生産基盤施設等整備」に係る施設 (以下「コシナ苗生産施設」という。) 総効果額=生産向上効果 (生産増大効果に限る。) + 労働経費節減効果+経費節減効果 (生産経費節減効果及び施設運営経費節減効果に限る。) + その他当該地域関連林業・木材産業波及効果	1～5 (略) 6 「コシナ苗生産基盤施設等整備」に係る施設 (以下「コシナ苗生産施設」という。) 総効果額=生産向上効果 (生産増大効果に限る。) + 労働経費節減効果+経費節減効果 (生産経費節減効果及び施設運営経費節減効果に限る。) + その他当該地域関連林業・木材産業波及効果	1～9 (略) 第5 投資効率等の総括 第3及び第4により試算した年効果額等を施設ごとに以下の中表にとりまとめることにより、投資効率を算出するものとする。 1～3 (略) 4 費用対効果の総括
(注) 1 還元率(④)= $\{i \times (1+i)^n\} - 1$ 、 $i = 0.04$ (社会的割引率)、 $n =$ 総合耐用年数(③) 2 (略)	(注) 1 還元率(④)= $\{i \times (1+i)^n\} - 1$ 、 $i = 0.04$ (社会的割引率)、 $n =$ 総合耐用年数(③) 2 (略)	(注) 1 還元率(④)= $\{i \times (1+i)^n\} - 1$ 、 $i = 0.04$ (社会的割引率)、 $n =$ 総合耐用年数(③) 2 (略)	(注) 1 還元率(④)= $\{i \times (1+i)^n\} - 1$ 、 $i = 0.04$ (社会的割引率)、 $n =$ 総合耐用年数(③) 2 (略)

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。